

不当なボーナスカット糾弾！ 前田本人訴訟不当判決

3月24日、ボーナスカット前田本人訴訟（平成26年（ワ）第30003号賃金請求事件）で大阪地方裁判所は、「原告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡しました。

前田さんは、平成25年の夏のボーナスカットの撤回を求め、同年11月に労働審判の申し立てを行いました。しかし、会社が具体的なボーナスカット理由の開示を拒否したことから、前田さんは、大阪地方裁判所でボーナスカット理由を5W1Hで明らかにさせるために本人訴訟として闘ってきました。

証人尋問には、会社側から菊池、辻井、伴、新井、上田、中嶋ら現職の管理者と、すでに退職している雨川、新田ら元管理者が証人として出廷し、前田さん自ら直接追及する反対尋問を行い、管理者らの不当性を明らかにしてきました。

しかし、大阪地方裁判所は、前田さんの主張を一切認めず、管理者の注意・指導は、おおむね正確に報告書に反映されていることが推認できる。従って、管理者の証言、陳述書は信用できるとして不当判決を下したのです。私たちは、この不当判決を怒りをもって弾劾すると同時にさらに職場からの闘いを強化していきます。

本人訴訟報告集会を開催

同日、関西地本は、市民交流センター東淀川において、組合員・OBなど50名が結集する中、ボーナスカット前田本人訴訟、不当判決報告集会を開催しました。

集会は、王丸地本執行員の司会ではじまり、主催者を代表して小林地本委員長が「裁判プロジェクトの闘い、各分会の闘い、この間の裁判闘争はそれぞれの人の支えがあって闘いぬけた、組織一丸となって闘うことができ大きな成果を勝ちとった」とあいさつを行い、来賓として柳楽本部法対部長、小屋敷名古屋地本副委員長から「この間の闘いの成果を確認し、さらなる闘いの前進を勝ちとろう」と連帯のあいさつを受けました。そして、今田大阪第二運輸所分会長、原告の前田さんから自前の裁判闘争を分会組織一丸となって闘ってきた成果と苦闘の報告、これまでのご支援とご協力に対するお礼と感謝の気持ちが述べられました。最後に、不当なボーナスカットを許さない闘いを強化していくことを全体で確認して集会を終了しました。

